

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときの翌日)

目 次

◇規 則 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則

◇告 示 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

一般国道の区域の決定
一般国道の供用の開始

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所
都市計画法第六十六条による告示

◇選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨

規 則

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第一号

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則(昭和三十三年八月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「一食につき百円」を「必要な最少限度の額」に、

「一人一時間につき百円」を「必要な最少限度の額」に、

円

を

官報に二十行掲載するために必要な額

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八十七号

昭和五十八年十一月十一日付けで西伯郡名和町御来屋九九〇光徳土地改良区から申請のあつた光徳西部地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十

二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

昭和五十八年十一月十日付けで中山町から申請のあつた高橋地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十九年二月三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一七九号	倉吉市山根字一本木六四七―一地从先から同市上井字源平田三五五―四地先まで	二二・〇 六三・五	四六〇・〇

鳥取県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和五十九年二月三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一七九号	倉吉市山根字一本木六四七―一地从先から同市上井字源平田三五五―四地先まで	昭和五十九年二月七日

鳥取県告示第九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、倉吉市秋喜土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出が

あつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 住 所

- 奥田 達人 倉吉市秋喜九〇
- 小谷 義博 倉吉市秋喜一一一
- 杉村 一郎 倉吉市秋喜一五二―四
- 中村 宏 倉吉市秋喜七九
- 西村 富男 倉吉市西倉吉町三〇九
- 広田 憩 龜 倉吉市秋喜八四
- 藤岡 忠信 倉吉市秋喜一二五
- 村本 祥人 倉吉市国府七八四
- 森下 弘正 倉吉市河原町一八五三

鳥取県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三―四―十飛行場布勢線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

事業地に鳥取市桂見字上河原及び字山ノ鼻を加え、同市布勢字河徳地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体		政治団体の収支報告書の要旨	
期間	昭和57年1月1日～同年12月31日	小計	13,750円
政治団体の名称	前田俊政後援会	政治活動費	
報告年月日	昭和58年10月11日	組織活動費	95,700円
		機関紙誌の発行 その他の事業費	257,000円
1 収入・支出の総額		宣伝事業費	257,000円
(1) 収入総額	455,200円	その他の経費	30,900円
ア 前年度繰越額	200円	小計	388,600円
イ 本年収入額	455,000円	合計	397,350円
(2) 支出総額	397,350円		
2 収入・支出の内訳		政治団体の名称	智頭町古井喜実後援会
(1) 収入の内訳		報告年月日	昭和58年10月13日
寄附（内訳別掲）		収入・支出の総額	
個人からの寄附	455,000円	1 収入総額	0円
合計	455,000円	2 支出総額	0円
【寄附の内訳】			
個人からの寄附		政治団体の名称	松野久嘉を励ます会
その他	455,000円	報告年月日	昭和58年10月17日
小計	455,000円	収入・支出の総額	
(2) 支出の内訳		1. 収入総額	0円
経常経費			
備品・消耗品費	13,750円		

2 支出総額	0円	小計	97,000円	報告年月日 昭和58年10月19日	政治団体の名称 川田良雄後援会
政治団体の名称 松本義人後援会	報告年月日 昭和58年10月17日	政治活動費	97,000円	収入・支出の総額	報告年月日 昭和58年10月25日
1 収入・支出の総額	(1) 収入総額 550,000円	組織活動費	97,000円	1 収入総額 6,400円	収入・支出の総額
(1) 収入総額 550,000円	ア 前年繰越額 0円	小計	97,000円	(1) 前年繰越額 6,400円	1 収入総額
イ 本年収入額 550,000円	(2) 支出総額 194,000円	合計	194,000円	(2) 本年収入額 0円	2 支出総額 0円
2 収入・支出の内訳	(1) 収入の内訳	政治団体の名称 大島いわお後援会	報告年月日 昭和58年10月19日	政治団体の名称 中国電力労働組合 政治連盟鳥取県本部	政治団体の名称 渡辺勇後援会
寄附 (内訳別掲)	個人からの寄附 550,000円	1 収入総額 0円	報告年月日 昭和58年10月21日	(1) 収入総額 25,000円	(1) 収入の内訳
合計 550,000円	〔寄附の内訳〕	2 支出総額 0円	収入・支出の総額	ア 前年繰越額 0円	イ 本年収入額 25,000円
個人からの寄附	その他 550,000円	政治団体の名称 鹿島功後援会	報告年月日 昭和58年10月19日	政治団体の名称 山本正剛後援会	2 収入・支出の内訳
小計 550,000円	(2) 支出の内訳	1 収入総額 255,550円	報告年月日 昭和58年10月24日	個人からの寄附	(1) 収入の内訳
経常経費	備品・消耗品費 72,000円	(1) 前年繰越額 255,550円	収入・支出の総額	合計	個人からの寄附
事務所費 25,000円	政治団体の名称 角田勇一後援会	(2) 本年収入額 0円	1 収入総額 26,600円	〔寄附の内訳〕	その他
		2 支出総額 0円	(2) 本年収入額 0円	個人からの寄附	小計
			2 支出総額 0円	政治団体の名称	25,000円

(2) 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 25,000円 合 計 25,000円		政治団体からの寄附50,000円 合 計 50,000円 【寄附の内訳】 政治団体からの寄附 その他 50,000円 小 計 50,000円	
政治団体の名称 牧田実夫後援会 報告年月日 昭和58年10月26日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円		(2) 支出の内訳 経常経費 人件費 24,000円 備品・消耗品費 5,720円 事務所費 25,000円 合 計 54,720円	
政治団体の名称 古井喜実中部後援会 報告年月日 昭和58年10月28日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 54,720円 ア 前年繰越額 4,720円 イ 本年収入額 50,000円 (2) 支出総額 54,720円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附（内訳別掲）			